

職員の懲戒処分について

先般、勤務時間外ではありますが、市内において、本市職員の酩酊状態における不適切な行動行為の事実があり、相手先に対し多大なご迷惑をおかけいたしました。

このことは、公務員としての認識に欠けており社会的影響は大きいと判断し、当該職員に対し、次のとおり処分を行いましたので、公表します。

◆処分内容◆

- ・ 処分対象者及び処分内容（平成 31 年 2 月 8 日 発生）
都市整備部 主査 43 歳 10%減給（6 か月）
- ・ 処分年月日 平成 31 年 3 月 12 日